

入居者総合保険 普通保険約款・特約



【用語の定義】…………… P02

第1章 家財補償条項

第1条(保険の対象の範囲)……………	P03
第2条(損害保険金を支払う場合)……………	P03
第3条(損害保険金の支払額)……………	P03
第4条(臨時費用保険金)……………	P03
第5条(残存物取片づけ費用保険金)……………	P04
第6条(失火見舞費用保険金)……………	P04
第7条(仮住まい費用保険金)……………	P04
第8条(ドアロック交換費用保険金)……………	P04
第9条(ピッキング防止費用保険金)……………	P04
第10条(借戸室修理費用保険金)……………	P04
第11条(入居者死亡特別費用保険金)……………	P04
第12条(住宅設備・水道管修理費用保険金)……………	P04
第13条(保険金を支払わない場合)……………	P05
第14条(保険金の合計支払限度)……………	P05

第2章 賠償責任補償条項

第15条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)……………	P05
第16条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)……………	P05
第17条(個人賠償責任保険金を支払う場合)……………	P06
第18条(個人賠償責任保険金を支払わない場合)……………	P06
第19条(賠償責任保険金の支払範囲)……………	P06
第20条(賠償責任保険金の支払額)……………	P07

第3章 共通条項

第21条(保険責任の始期および終期)……………	P07
第22条(告知義務)……………	P07
第23条(告知義務違反による解除を行う場合)……………	P07
第24条(告知義務違反による解除を行わない場合)……………	P07
第25条(通知義務)……………	P07
第26条(保険契約の無効)……………	P07
第27条(保険契約の失効)……………	P07
第28条(保険契約の取消し)……………	P07
第29条(保険契約の解約)……………	P07
第30条(重大事由による保険契約の解除)……………	P07
第31条(保険料の払込)……………	P08
第32条(保険料の返還—解約の場合)……………	P09
第33条(保険料の返還—解除の場合)……………	P09

第34条(保険料の返還—無効または失効の場合)……………	P09
第35条(保険料の返還—取消しの場合)……………	P09
第36条(事故の発生)……………	P09
第37条(損害防止義務および損害防止費用)……………	P09
第38条(保険金の請求権者)……………	P10
第39条(保険金の請求)……………	P10
第40条(保険金の支払時期)……………	P10
第41条(時効)……………	P11
第42条(保険金支払後の保険契約)……………	P11
第43条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)……………	P11
第44条(被害者による直接請求権)……………	P11
第45条(被害者による損害賠償金の請求 およびお支払いする時期)……………	P11
第46条(被害者の特別先取特権)……………	P12
第47条(保険金の削減払い)……………	P12
第48条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)……………	P12
第49条(代位)……………	P12
第50条(残存物および盗難品の帰属)……………	P12
第51条(保険契約の更新)……………	P12
第52条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額)……………	P13
第53条(保険契約の更新を引き受けない場合)……………	P13
第54条(保険証券の電子交付)……………	P13
第55条(保険価額又は危険減少の取扱い)……………	P13
第56条(保険契約締結時の付加可能特約 及び特約の中途付加・解約の可否)……………	P13
第57条(訴訟の提起)……………	P13
第58条(準拠法)……………	P13

別表 他の保険契約等がある場合の支払限度額…………… P14

法人等契約の被保険者に関する特約…………… P14

保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約…………… P15

保険料の口座振替払いに関する特約…………… P15

保険料のクレジットカード払いに関する特約…………… P16

保険料の団体集金による支払いに関する特約…………… P17

【用語の定義】 この約款およびこの約款に付帯される特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
被保険者	借戸室に入居する次の者をいいます。 (1)保険証券記載の被保険者 (2)生活の本拠として借戸室に保険証券記載の被保険者と同居する者。 ただし、当会社と締結された他の保険契約における保険証券記載の被保険者である者を除きます。
借戸室	賃貸借契約書において、借主が「居住の目的」で借用した物件で、保険の対象を収容する保険証券記載の借戸室(注)をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。 (注)一戸建を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます。
家財保険金額	保険証券に記載の家財補償の保険金額をいいます。
借家人賠償責任保険金額	保険証券に記載の借家人賠償責任補償の保険金額をいいます。
個人賠償責任保険金額	保険証券に記載の個人賠償責任補償の保険金額をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、仮住まい費用保険金、ドアロック交換費用保険金、ピッキング防止費用保険金、借戸室修理費用保険金、入居者死亡特別費用保険金、住宅設備・水道管修理費用保険金、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金およびこの約款に付帯される特約により支払われるべき保険金をいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいい、再調達価額から経過年数や使用による消耗分を差し引きます。
保険の対象の損害	事故や自然災害により被保険者が受ける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって生活用の動産(家財)について生じた損害を含みます。
財物の損壊	有体物の滅失、破損または汚損をいい、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。
身体の障害	傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいいます。
貸主	賃貸借契約の賃貸人をいい、転貸人を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、洪水、高潮等によって生じた事故を除きます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
騒じょうおよびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
乗車券等	鉄道、船舶、航空機等の乗車船券、航空券、宿泊券、観光券、旅行券、定期券および回数券をいいます。ただし、プリペイドカードは含みません。
貴金属・宝石・美術品・腕時計等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいい、腕時計を含みます。
告知事項	危険に関する重要な事項(注)のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払の対象とする損害と同一の損害を保険金支払の対象とする他の保険契約または共済契約をいいます。

第1章 家財補償条項

第1条(保険の対象の範囲)

1. 本条項における保険の対象は、借戸室に収容され、かつ被保険者の所有する生活用の動産(家財)とします。
2. 次に掲げる物は、保険の対象には含まれません。
 - (1)船舶、航空機および自動車(注)ならびにこれらの付属品
 - (2)通貨等、預貯金証書、乗車券等、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、有価証券、印紙、切手、商品券、チケット類その他これらに類する物
 - (3)業務用の動産
 - (4)貴金属・宝石・美術品・腕時計等で1個または1組の時価額が20万円を超えるもの
 - (5)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - (6)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物
 - (7)動物および植物
(注)自動三輪車および自動二輪車、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。)を含みます。
3. 前項第(2)号の規定にかかわらず、通貨等、預貯金証書および乗車券等については、次条第1項第(10)号に記載の盗難による損害についてのみ、これらを保険の対象として取扱います。

第2条(損害保険金を支払う場合)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事故による保険の対象の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。
 - (1)火災
 - (2)落雷
 - (3)破裂または爆発
 - (4)風災、ひょう災または雪災。ただし、借戸室またはその窓、扉その他開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。
 - (5)借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災または水災を除きます。
 - (6)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災による場合を除きます。
 - (7)騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - (8)水災による次のいずれかの損害
 - ①保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき
 - ②前①に該当しない場合において、借戸室が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったとき
 - (9)盗難による盗取、き損または汚損
 - (10)借戸室に収容される通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難
 - (11)不測かつ突発的な事故による破損・汚損等
2. 前項第(9)号および第(10)号の盗難に対する損害保険金の支払いは、保険契約者または被保険者が盗難の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とし、前項第(10)号の盗難のうち、小切手、預貯金証書および乗車券等の盗難については、さらに次に掲げる事実のすべてがあったことを条件とします。
 - (1)小切手
 - ①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知(注1)し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
 - ②盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。
 - (2)預貯金証書
 - ①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
 - ②盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。(注2)
 - (3)乗車券等
保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちにその運輸機関(宿泊券の場合はその宿泊施設)または発行者に届出をしたこと。
(注1)被保険者が振出人である場合を除きます。
(注2)現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も含みます。
3. 前項第(11)号の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等の保険の対象には、パソコン、タブレット類、スマートフォン、携帯電話、眼鏡・補聴器等の身体補助器具を含みません。

第3条(損害保険金の支払額)

1. 当社は、保険の対象の再調達価額(注1)によって定めた損害の額(注2)を前条の損害保険金として支払います。ただし、1回の事故につき家財保険金額を限度とします。
 - (注1) 貴金属・宝石・美術品・腕時計等については時価額とします。
 - (注2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は損害の額に含まれるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、前条第1項第(9)号の盗難の事故の場合の損害保険金の支払額は、1回の事故につき100万円を限度とします。
3. 前第1項の規定にかかわらず、前条第1項第(10)号の通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難の事故の場合の損害保険金の支払額は、1回の事故につき次の各号の金額を限度とします。
 - (1)通貨等:10万円
 - (2)預貯金証書:100万円
 - (3)乗車券等:5万円
4. 前第1項の規定にかかわらず、前条第1項第(11)号の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等の事故の場合の損害保険金の支払額は、1回の事故につき20万円を限度とします。

第4条(臨時費用保険金)

当社は、第2条(損害保険金を支払う場合)第1項第(1)号から第(8)号までの事故により損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

第13条(保険金を支払わない場合)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、本条項の保険金(注)を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。なお、被保険者の自殺によって生じた第11条第1項の損害は、本号の被保険者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害には該当しません。
 - (2) (1)に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - (3) 保険契約者または被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - (4) 第2条(損害保険金を支払う場合)第1項第(1)号から第(8)号までの事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - (5) 保険の対象が屋外にある間に生じた事故。ただし、借戸室に併設される専用駐輪場または借戸室が一戸建の場合の敷地内に収容される自転車の盗難を除きます。
 - (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (7) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。
 - (8) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (9) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (10) 前第(6)号から第(9)号までの事由に伴う秩序の混乱
 - (11) 前第(6)号から第(9)号までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。
- (注) 損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、仮住まい費用保険金、ドアロック交換費用保険金、ピッキング防止費用保険金、借戸室修理費用保険金、入居者死亡特別費用保険金および住宅設備・水道管修理費用保険金をいいます。以下、同様とします。
2. 当社は、前項の他、次のいずれかに該当する損害に対しては、第2条第1項第(11)号の不測かつ突発的な事故による破損汚損等の保険金を支払いません。
 - (1) 作業の過失、技術の拙劣、電氣的・機械的事故による損害
 - (2) 外観上の損傷・汚損、使用により不可避免的に生じた損害
 - (3) 管球類の単独損害、楽器の弦・打皮の損害、音色・音質の変化、液体の流出・混合
3. 当社は、前第1項の他、次のいずれかに該当する損害に対しては、第10条(借戸室修理費用保険金)の借戸室修理費用保険金を支払いません。
 - (1) 借戸室の自然の消耗または性質によるさび、かびまたは変質、瑕疵
 - (2) 被保険者が借戸室を退去により貸主に明け渡す際の原状回復費用
 - (3) 次に掲げる物に対する修理費用
 - ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
 - ② 借戸室に設置された感知器類
 - ③ 玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、玄関入口の郵便受、宅配ボックス・宅配ロッカー、門、塀、垣、給水塔等の共同に利用される物
 - ④ 保険の対象を収容する建物の屋外設備・装置としての門、塀、垣、電気・ガスの供給設備、送信・受信設備、配管設備その他これらに類する物

第14条(保険金の合計支払限度)

1. 当社は、1回の事故について支払われるべき第2条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金と費用保険金(注)との合計額が家財保険金額を超える場合でも、保険金を支払います。
(注) 臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、仮住まい費用保険金、ドアロック交換費用保険金、ピッキング防止費用保険金、借戸室修理費用保険金、入居者死亡特別費用保険金および住宅設備・水道管修理費用保険金をいいます。以下、本条において同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、1回の事故について支払われるべき第2条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金と費用保険金との合計額が1,000万円を超える場合には、当社が支払う保険金の額は、家財補償条項のすべての保険金を合算して1,000万円とします。

第2章 賠償責任補償条項

第15条(借家人賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により借戸室が損壊した場合において、被保険者が借戸室の使用または管理につき、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 破裂または爆発
- (3) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- (4) 前第(1)号から第(3)号までの事故以外の偶然的事故

第16条(借家人賠償責任保険金を支払わない場合)

1. 当社は、借戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - (2) 被保険者の心神喪失または指図
 - (3) 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により発生した事故を除きます。
 - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (7) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (8) 前第(4)号から第(7)号までの事由に伴う秩序の混乱
 - (9) 前第(4)号から第(7)号までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - (10) 発生原因が何であるかにかかわらず、前条の事故の前第(4)号から第(7)号までの事由による延焼または拡大

2. 当社は、借戸室に生じた次のいずれかに該当する損壊により被保険者が被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
- (1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損壊。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損壊を除きます。
 - (2) 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損壊
 - (3) 借戸室の欠陥によって生じた損壊。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損壊を除きます。
 - (4) 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損壊。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
 - (5) 借戸室の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損壊。不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
 - (6) 詐欺または横領によって借戸室に生じた損壊
 - (7) 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損壊
 - (8) 借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観の損傷または借戸室の汚損であって、借戸室の機能に支障をきたさない損壊
 - (9) 借戸室の使用により不可避免的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の損壊
 - (10) 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損壊。ただし、借戸室の他の部分と同時に損壊を被った場合を除きます。
 - (11) 借戸室の欠陥による風、雨、ひょうもしくは砂じんの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損壊
 - (12) 被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際に補修、交換、張替え等が行われた畳、壁紙、ふすま、障子または床に生じた損壊
 - (13) 被保険者が借戸室を貸主に明け渡す際に清掃等が行われた結果発生した予期せぬ損壊
3. 当社は、被保険者が次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。
- (1) 被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - (2) 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任
 - (3) 航空機、船舶、車両(注)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
(注)原動力が専ら人力であるものを除きます。

第17条(個人賠償責任保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が日本国内での次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、個人賠償責任保険金を支払います。

- (1) 借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故
(注)借戸室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第18条(個人賠償責任保険金を支払わない場合)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - (5) 前号以外の放射線照射または放射能汚染
 - (6) 前第(2)号から第(5)号までの事由に伴う秩序の混乱
 - (7) 前第(2)号から第(5)号までの事由によって発生した事故の拡大
 - (8) 発生原因が何であるかにかかわらず、前条の事故の前第(2)号から第(5)号までの事由による拡大
2. 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - (2) 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - (4) 被保険者相互間の損害賠償責任
 - (5) 被保険者の使用人(注1)が業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - (6) 被保険者と第三者との間の損害賠償に関する特別の約定によって加重された損害賠償責任
 - (7) 被保険者が所有、使用または管理する財物(注2)の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対しての損害賠償責任
 - (8) 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - (9) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - (10) 航空機、船舶、車両(注3)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - (11) 排気または廃棄物によって生じた損害賠償責任
 - (12) 給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の瑕疵、劣化またはさびに起因する損害賠償責任
(注1)家事使用人を除きます。
(注2)受託品を含みます。
(注3)原動力が専ら人力であるものを除きます。

第19条(賠償責任保険金の支払範囲)

当社が支払う賠償責任保険金(注1)の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金(注2)
- (2) 被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に必要な費用
- (3) 被保険者が当社の承認を得て支出した示談交渉に必要な費用
- (4) 被保険者が当社の要求に従い、協力するために必要とした費用
- (5) 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために必要とした費用
- (6) 被保険者が負担した損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
(注1)借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金をいいます。以下、同様とします。
(注2)判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引きます。

第20条(賠償責任保険金の支払額)

1. 当社が支払う賠償責任保険金の支払額は下表のとおりとします。

保険金	支払額
借家人賠償責任保険金	前条各号の金額の合計額 ただし、借家人賠償責任保険金額を限度とする。
個人賠償責任保険金	前条各号の金額の合計額 ただし、個人賠償責任保険金額を限度とする。

2. 前項の規定にかかわらず、当社が1回の事故に対して支払う賠償責任保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円とします。

第3章 共通条項

第21条(保険責任の始期および終期)

1. 当社の保険契約上の責任は、保険証券記載の保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。
2. 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとする。
3. 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第22条(告知義務)

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

第23条(告知義務違反による解除を行う場合)

1. 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
2. 前項の規定による解除が保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
3. 前項の規定は、第1項に規定する事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第24条(告知義務違反による解除を行わない場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合には前条による告知義務違反による解除を行いません。

- (1)告知義務違反に該当する事実がなくなった場合
- (2)当社が保険契約締結の際、告知義務違反に該当する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- (3)保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合
- (4)当社が、告知義務違反による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注)当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第25条(通知義務)

1. 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - (1)保険契約者が住所を変更したこと。
 - (2)保険証券記載の被保険者が借戸室に居住しなくなったこと。
 - (3)借戸室の用途を変更したこと。
 - (4)前第(1)号から第(3)号までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。
(注)告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において通知事項として定めたものに関する事実に限ります。
2. 前項の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
4. 前項の規定は、第2項に規定する解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については適用しません。

第26条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第27条(保険契約の失効)

保険の対象の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

第28条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第29条(保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができ、この解約通知をもって返還保険料の請求手続きを兼ねることができます。

第30条(重大事由による保険契約の解除)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1)保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

- (2)被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3)保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
- ①反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - ②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - ④法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4)前第(1)号から第(3)号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前第(1)号から第(3)号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- 2.当社は、被保険者が前項第(3)号の①から⑤のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (注)被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。
- 3.第1項または第2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項第(1)号から第(4)号までの事由または第2項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 4.保険契約者または被保険者が第1項第(3)号の①から⑤のいずれかに該当することにより第1項または第2項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。
- (1)第1項第(3)号の①から⑤のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - (2)第1項第(3)号の①から⑤のいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第31条(保険料の払込)

- 1.保険契約者は、保険料を、払込期日(払込期日まで保険料が払込まなかった場合は払込猶予期間)(注1)までに以下の①～⑥のいずれかの払込方法(経路)で払込まなければなりません。保険料の払込方法(回数)は、一時払、回払(保険期間が1年の場合は12回払、保険期間が2年の場合は24回払)のいずれかによります。
- ①現金持参払
 - ②当会社または代理店指定口座への送金払
 - ③コンビニエンスストアの収納窓口での払込
 - ④クレジットカード払
 - ⑤口座振替払
 - ⑥団体集金払
- (注1)払込期日および払込猶予期間は、契約区分(新規・更新)、保険料の払込方法(経路・回数)に応じて下表のとおりとします。下表の払込方法(回数)は、以下のアとイの通り分類します。
- ア.一時払保険料および回払の初回保険料
 - イ.回払の第2回目以降の保険料

契約区分	払込方法(経路)	払込方法(回数)	払込期日	払込猶予期間
新規契約	① ② ⑥	ア	保険期間開始日	ありません。
		イ	保険料の払込回数が属する月の、 保険期間開始日の応当日	払込期日の属する月の翌月末日
	③	ア	保険期間開始日の前日	
		イ	保険料の払込回数が属する月の、 保険期間開始日の前日の応当日	
	④	ア	保険期間開始日の前日	払込期日の属する月の翌月末日 (注2)
		イ	保険料の払込回数が属する月の、 クレジットカード会社ごとの当会社の指定日	
⑤	ア	保険期間開始日の前日の属する月の、 金融機関ごとの当会社の指定日		
	イ	保険料の払込回数が属する月の、 金融機関ごとの当会社の指定日		
更新契約	① ② ③ ⑥	ア	更新前契約の保険期間満了日	払込期日の属する月の翌月末日
		イ	保険料の払込回数が属する月の、 更新後契約の保険期間開始日の応当日	
	④	ア	更新前契約の保険期間満了日	払込期日の属する月の翌月末日 (注2)
		イ	保険料の払込回数が属する月の、 クレジットカード会社ごとの当会社の指定日	
	⑤	ア	金融機関ごとの当会社の指定日	
		イ	保険料の払込回数が属する月の、 金融機関ごとの当会社の指定日	

(注2)保険契約者に故意または重大な過失がない場合は「翌々月末日」とします。

2. 保険料払込猶予期間内に保険料が払込まなかった場合には、保険料の払込方法(回数)に応じて以下の通り取扱います。
- (1) 一時払保険料および回払いの初回保険料の場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約は初めから契約が成立しなかったものとして取扱います(更新契約の場合、契約が更新されなかったものとして取扱います。)
 - (2) 回払いの第2回目以降の保険料の場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、未払込の保険料の払込期日の翌日以降、保険契約の効力を失うこととして取扱います。
3. 保険料が払込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当社は、未払込の保険料が保険料払込猶予期間内に払い込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払います。

第32条(保険料の返還—解約の場合)

第29条(保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。なお、保険料の払込方法が回払いの場合は、保険料は返還しません。

$$\text{返還保険料(注1)} = (\text{保険料} - 2,000\text{円}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数(注2)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1) 10円未満を四捨五入し、10円位とします。

(注2) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

第33条(保険料の返還—解除の場合)

第23条(告知義務違反による解除を行う場合)第1項、第25条(通知義務)第2項または第30条(重大事由による保険契約の解除)第1項の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。なお、保険料の払込方法が回払いの場合は、保険料は返還しません。

$$\text{返還保険料(注1)} = (\text{保険料} - 2,000\text{円}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解除日までの月数(注2)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1) 10円未満を四捨五入し、10円位とします。

(注2) 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

第34条(保険料の返還—無効または失効の場合)

1. 第26条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
2. 第27条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効となる場合には、当社は、前条の規定を準用して保険料を返還します。

第35条(保険料の返還—取消しの場合)

第28条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第36条(事故の発生)

1. 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
(注)既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
2. 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当社に通知しなければなりません。
3. 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとらなければなりません。
4. 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得なければなりません。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
5. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前第1項から第4項までの義務を履行しなかった場合は、当社は、第1項または第2項の場合はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うものとし、第3項の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を、第4項の場合は損害賠償責任がないと認められる額を、それぞれ差し引いた残額を損害の額とみなします。
6. 当社は、事故または損害が発生した場合は次のことを行うことができます。
 - (1) 保険の対象、借戸室、建物または敷地内を調査すること。
 - (2) 当社が必要と認めるときは、被保険者に代わって当社の費用で損害賠償責任の解決に当たること。
7. 前項第(2)号の遂行について、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力しなければなりません。被保険者が、正当な理由がなく協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害を差し引いて保険金を支払います。

第37条(損害防止義務および損害防止費用)

1. 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2. 保険契約者または被保険者が、第2条(損害保険金を支払う場合)の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合において、第13条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときおよび第21条(保険責任の始期および終期)第3項の規定が適用されないときは、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。この場合において、当社が負担する負担金と他の保険金の合計額が家財保険金額を超えるときでも、これを負担します。
- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物(注1)の修理費用または再取得費用
 - (3) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(注2)
- (注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。
(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。
3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の義務を履行しなかった場合は、当社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
4. 第43条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は、第2項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第43条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)第2項の規定中「別表に掲げる支払限度額」とあるのは「第37条(損害防止義務および損害防止費用)第2項の規定によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。

第38条(保険金の請求権者)

当社に対して保険金の請求をすることができる者は次の者とします。

- (1) 被保険者(注)
 - (2) 被保険者(注)が死亡した場合には、その法定相続人
- (注) 保険証券記載の被保険者以外の被保険者が保険金の請求を行う場合には、当社は、その被保険者が「生活の本拠として借戸室に保険証券記載の被保険者と同居する者」であることが確認できる書面の提出を求めます。

第39条(保険金の請求)

1. 当社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる損害が発生した時から発生し、これを行使することができます。ただし、賠償責任保険金の保険金請求権については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。
2. 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければならない。
 - (1) 保険金請求書
 - (2) 損害見積書またはこれに代わるべき書類
 - (3) 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - (4) 賠償責任保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - (5) その他当社が保険金支払いのために必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第40条(保険金の支払時期)

1. 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、保険の対象の再調達価額または時価額および事故と損害との関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - (5) 前第(1)号から第(4)号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者が前条第2項の規定による手続を完了した日をいいます。以下、同様とします。
2. 前項に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - (1) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査:60日
 - (2) 専門機関による鑑定等の結果の照会:90日
 - (3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注2):180日
 - (4) 保険金を支払うために必要な確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査:180日

(注1) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注2) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
3. 第1項および第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4. 第1項または第2項に規定する支払期日を超えて当社が保険金の支払いを行う場合は、当社が支払うべき保険金の額に遅延期間(注)に対して法定の遅延利息を付して、支払います。

(注) 支払期日から当社が実際に保険金の支払いを行った日までの期間をいいます。

第41条(時効)

保険金および返還保険料の請求権は、請求権が生じた日(注)の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 保険金の請求権については第39条(保険金の請求)第1項に定める時が属する日をいい、返還保険料の請求権については保険料の返還の原因となる事由が生じた時が属する日をいいます。

第42条(保険金支払後の保険契約)

1. 第1章家財補償条項第2条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金の支払額が1回の事故につき、家財保険金額(注1)に達した場合には、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が発生した時に終了します。

(注1) 家財保険金額が保険の対象の再調達価額(注2)を超える場合は、保険の対象の再調達価額(注2)とします。

(注2) 貴金属・宝石・美術品・腕時計等については時価額とします。

2. 前項の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額(注)は、減額することはありません。

(注) 家財保険金額、借家人賠償責任保険金額および個人賠償責任保険金額をいいます。

3. 保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、第1項の規定により、保険契約が終了した場合には、保険期間が2年で、かつ、保険期間開始日から保険契約の終了日までの期間が1年を超えないときに限り、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

返還保険料 = (保険料 - 2,000 円) × 50%

4. 保険料の払込方法(回数)が回払の場合で、第1項の規定により、保険契約が終了した場合には、当社に次の算式により算出した額が払込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から次の算式により算出した額を差し引いて保険金を支払います。

当社に払込む額 = 回払保険料 × 未払込の回数

第43条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

1. 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注)の合計額が別表に掲げる支払限度額以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。

(注) それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2. 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払額
(1)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
(2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合	別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第44条(被害者による直接請求権)

1. 被害者は、次に掲げる場合に当社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができます。

(1) 被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合。

(2) 被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で、書面による合意が成立した場合。

(3) 被害者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合。

(4) 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合。

① 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明。

② 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

2. 当社は、第1項の請求がなされた場合に、被害者に対して賠償責任保険金をお支払いします。ただし、支払限度額(当社が既に支払った保険金がある場合は、その金額を差し引いた額)を限度とします。

3. 当社は、被害者による賠償責任保険金の請求が、被保険者の保険金の請求と競合した場合は、被害者に対して優先して、保険金をお支払いします。

4. 第2項の規定に基づき当社が被害者に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

第45条(被害者による損害賠償金の請求およびお支払いする時期)

被害者が第44条(被害者による直接請求権)の規定により損害賠償金の支払を請求する場合は、第36条(事故の発生)、第39条(保険金の請求)、および第40条(保険金の支払時期)の規定を準用します。

第46条(被害者の特別先取特権)

1. 被害者は、賠償責任保険金を請求する権利について特別先取特権(法律で定められた一定の債権を有する者が債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利)を有します。
2. 被保険者は、第1項の被害者への債務について弁済をした額、または被害者の承諾があった額の限度に おいてのみ、当会社に対して保険金を請求できる権利を行使することができます。

第47条(保険金の削減払い)

1. 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、当会社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めるときは、保険金を当会社の定めるところにより削減して支払うことがあります。
2. 前項の保険金の削減払いを行う場合は、当会社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

第48条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

1. 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 前項の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

第49条(代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - (1)当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - (2)前(1)号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
2. 前項第(2)号の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとしてします。
3. 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
4. 第1項の規定により、被保険者が借家人(注)に対して有する権利を当会社が取得した場合は、保険契約者から反対の意思表示がない限り、当会社は、これを行わないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払ったときを除きます。(注)賃貸借契約または使用貸借契約に基づき借戸室を占有する者で被保険者以外の者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第50条(残存物および盗難品の帰属)

1. 当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思表示をしない限り、当会社に移転しません。
2. 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取された保険の対象を回収するのに要した費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、回収されるまでの間に保険の対象に損害が生じていたときは、その損害に対して第2条(損害保険金を支払う場合)の損害保険金を支払います。
3. 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は、保険金の保険の対象の再調達価額(注)に対する割合によって、当会社に移転します。(注)貴金属・宝石・美術品・腕時計等については時価額とします。
4. 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額(注)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。(注)盗取された保険の対象を回収するのに要した費用がある場合はこれを差し引いた残額とします。

第51条(保険契約の更新)

1. 当会社は、保険期間満了日の2か月前までに、更新契約の内容を記載した更新案内を保険契約者に送付します。
2. 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から保険契約を更新しない旨の申し出がない場合には、前項の更新契約の内容により保険契約は更新されるものとします。
3. 保険契約者は、第31条(保険料の払込)第1項に規定する更新契約の保険料払込期日までに更新契約の保険料を払い込むものとします。
4. 前項の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌月末日(注)までに当会社に更新契約の保険料を払い込まなければなりません。(注)保険料の払込方法(経路)が、クレジットカード払、口座振替払で、保険契約者に故意または重大な過失がない場合は「翌々月末日」とします。
5. 前項の期間内に、更新契約の保険料が払い込まれない場合には、第2項の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかったものとします。
6. 更新日から更新契約の保険料が払い込まれるまでの期間に保険事故が発生した場合には、当会社は、未払込の保険料が保険料払込猶予期間内に払い込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。
7. 保険契約が更新され、更新契約の保険料が払い込まれた場合には、当会社は、更新完了通知を保険契約者に送付します。
8. 保険契約者から特に請求のない限り、従前の保険証券と更新完了通知をもって、更新後の保険証券に代えます。

9. 更新契約において、第22条の告知事項に変更があった場合には、当会社はその告知を求め、保険契約締結時に準じた危険選択を行います。
10. 当会社が、保険契約者等に係る事故の頻度等を考慮して、保険契約を更新しないこととした場合、当会社は更新契約を引き受けません。当会社が更新契約を引き受けない場合には、保険契約者に対し更新前契約の保険期間満了日の2か月前までに書面によりその旨を通知します。

第52条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額)

1. 当会社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当会社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 前項の更新時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までに書面によりその内容を通知します。

第53条(保険契約の更新を引き受けない場合)

1. 当会社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。
2. 前項の保険契約の更新の引き受けを行わない場合には、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までに書面によりその旨を通知します。

第54条(保険証券の電子交付)

1. 当会社は、保険契約申込書により保険証券の電子交付についての保険契約者の同意が得られた場合には、書面による保険証券の交付を行わず、当会社のウェブサイト上に掲載される保険契約者ごとの特定ページに保険証券記載事項を記録し、保険契約者専用のIDとパスワードを入力することにより、当該特定ページを保険契約者に閲覧可能とする方法により、保険証券の電子交付を行います。
2. 前項の保険証券の電子交付について保険契約者の同意が得られない場合には、当会社は、書面による保険証券の交付を行います。

第55条(保険価額又は危険減少の取扱い)

1. 保険契約締結の際、家財保険金額が保険の対象の価値を超えていたことにつき、保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は当会社に対する通知をもって、その超過部分について保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。保険料は次の算式により算出した額を返還します。
 - ア. 一時払の返還保険料(注1)=通知前の家財保険金額の保険料-通知後の家財保険金額の保険料
 - イ. 回払の返還保険料(注1)=通知前の家財保険金額の回払保険料の合計額-通知後の家財保険金額の回払保険料の合計額
(注1)10円未満を四捨五入し、10円位とします。
2. 保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は当会社に対する通知をもって、将来に向かって家財保険金額について減少後の保険の価額に至るまでの減額を請求することができるものとします。この場合、当会社は次の通り対応します。
 - ア. 保険料の払込方法(回数)が一時払の場合は、当会社は、保険の対象の価額の減額部分に対応する未経過期間分の保険料を返還します。保険料は次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料(注1)} = (\text{減額前の保険料} - \text{減額後の保険料}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から減額日までの月数(注2)}}{\text{保険期間(月数)}}$$

(注1)10円未満を四捨五入し、10円位とします。

(注2)月数における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

- イ. 保険料の払込方法(回数)が回払の場合は、当会社は、未経過期間について、保険の対象の価額を減額した家財保険金額に対応する回払保険料を適用します。減額後の回払い保険料を適用する未経過期間は次の算式により算出します。

未経過期間=保険期間(月数)-保険期間開始日から減額日までの月数(注)

(注)月数における1か月未満の端数は、1か月に切り上げます。

第56条(保険契約締結時の付加可能特約及び特約の中途付加・解約の可否)

保険契約締結時に次の特約を付加できるものとします。ただし、保険期間中の特約の中途付加・中途解約はできないものとします。

- ①法人等契約の被保険者に関する特約
- ②保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約
- ③保険料のクレジットカード払いに関する特約
- ④保険料の口座振替払いに関する特約
- ⑤保険料の団体集金による支払いに関する特約

第57条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第58条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の支払限度額

保険金の種類		支払限度額(この保険契約と他の保険契約等の合計限度額)	
1	第2条第1項第(1)号から第(8)号の事故による損害保険金	損害の額	
2	第2条第1項第(9)号の事故による損害保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
3	第2条第1項第(10)号の事故による損害保険金	①通貨等	1回の事故につき、10万円(他の保険契約等に、限度額が10万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		②預貯金証書	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		③乗車券等	1回の事故につき、5万円(他の保険契約等に、限度額が5万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	第2条第1項第(11)号の事故による損害保険金	1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
5	第4条の臨時費用保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
6	第5条の残存物取片づけ費用保険金	残存物の取片づけに必要な費用の額	
7	第6条の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、10万円に被災世帯の数を乗じて得た額(他の保険契約において、支払額がこれを超えるものがあるときは、これらの支払額のうち最も高い額)	
8	第7条の仮住まい費用保険金	1回の事故につき、30万円(他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
9	第8条のドアロック交換費用保険金	1回の事故につき、3万円(他の保険契約等に、限度額が3万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
10	第9条のピッキング防止費用保険金	1回の事故につき、3万円(他の保険契約等に、限度額が3万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
11	第10条の借戸室修理費用保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
12	第11条の入居者死亡特別費用保険金	1回の事故につき、100万円(他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
13	第12条の住宅設備・水道管修理費用保険金	1回の事故につき、30万円(他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額	
14	第15条の借家人賠償責任保険金	損害の額	
15	第17条の個人賠償責任保険金	損害の額	

法人等契約の被保険者に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約者が法人等(注)であり、その役員または使用人またはそれに準ずる者(以下「従業員等」といいます。)が借戸室に居住する場合に適用します。(注)個人事業主を含みます。以下同様とします。

第2条(被保険者の範囲)

この特約が付帯された保険契約の被保険者は、入居者総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)の規定にかかわらず、保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借戸室に居住する者およびその同居親族とします。ただし、当社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約

【用語の定義】

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携コンビニエンスストア	当社と保険料の収受の取扱いを提携しているコンビニエンスストアをいい、当社が保険契約者に対して交付する専用払込票に記載されます。
保険料払込期日および払込猶予期間	入居者総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第31条(保険料の払込)第1項の規定の通りです。

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)としてコンビニエンスストア払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。

第2条(保険料の払込み)

- この特約が付帯された場合には、保険契約者は専用払込票を利用し、提携コンビニエンスストアの店頭で保険料払込期日までに保険料を払い込むものとします。
- 前項の規定により保険契約者が保険料を払い込んだ場合には、提携コンビニエンスストアの店頭での保険料払込みがなされた時に、当社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第3条(保険料払込み前の事故)

- 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社に払い込まなければなりません。
- 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第21条(保険責任の始期および終期)第3項の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定および第51条(保険契約の更新)第5項の保険契約が更新されない旨の規定を適用しません。
- 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は未払込の保険料を保険料払込猶予期間内に当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第4条(保険料不払の場合の保険契約)

当社は、保険料払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合には、普通保険約款第31条(保険料の払込)第2項の規定の通り取扱います。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

保険料の口座振替払いに関する特約

【用語の定義】

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
保険料払込期日および払込猶予期間	入居者総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第31条(保険料の払込)第1項の規定の通りです。

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)として口座振替払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、次のすべての条件を満たしている場合に限りです。

- (1)保険契約締結の時に、提携金融機関に指定口座が設定されていること。
- (2)保険契約締結の際、当社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること。

第2条(保険料の払込み)

- 1.この特約が付帯された場合には、保険料払込期日に、指定口座から当会社の指定する口座に振替える方法により保険料を払い込むものとします。
- 2.保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- 3.保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、保険料払込期日に口座振替が行われたものとみなします。
- 4.第1項および第3項の規定により保険料の口座振替が行われた場合には、保険料払込期日に当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第3条(保険料払込み前の事故)

- 1.保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日(注)までに当会社に払い込まなければなりません。
(注)保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がないと当社が認めた場合には「翌々月末日」とします。
- 2.当社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第21条(保険責任の始期および終期)第3項の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定および第51条(保険契約の更新)第5項の保険契約が更新されない旨の規定を適用しません。
- 3.前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は未払込の保険料を保険料払込猶予期間内に当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第4条(保険料不払の場合の保険契約)

当社は、保険料払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合には、普通保険約款第31条(保険料の払込)第2項の規定の通り取扱います。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

保険料のクレジットカード払いに関する特約

【用語の定義】

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。
会員規約等	クレジットカード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
保険料払込期日および 払込猶予期間	入居者総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第31条(保険料の払込)第1項の規定の通りです。

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)としてクレジットカード払いを選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者と保険契約者が同一である場合に限りです。

第2条(保険料の払込み)

- 1.この特約が付帯された場合には、保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- 2.前項の規定は、当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 3.前項の当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合で、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード会社に対して、この保険契約にかかわる保険料相当額を払い込んでいない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第3条(保険料払込み前の事故)

- 1.保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日(注)までに当会社に払い込まなければなりません。
(注)保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がないと当社が認めた場合には「翌々月末日」とします。

2. 当社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第21条(保険責任の始期および終期)第3項の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定および第51条(保険契約の更新)第5項の保険契約が更新されない旨の規定を適用しません。
3. 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は未払込の保険料を保険料払込猶予期間内に当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第4条(保険料不払の場合の保険契約)

当社は、保険料払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合には、普通保険約款第31条(保険料の払込)第2項の規定の通り取扱います。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

保険料の団体集金による支払いに関する特約

【用語の定義】

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
団体	当社と保険料団体集金契約(以下、「集金契約」といいます。)を締結した、法人、組合、会等をいいます。
保険料払込期日および払込猶予期間	入居者総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第31条(保険料の払込)第1項の規定の通りです。

第1条(特約の適用)

1. この特約は、保険契約者が保険料の払込方法(経路)として団体集金を選択し、当社がこれを承認した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - (1) 団体が、当社と集金契約を締結し、集金契約に基づき保険料の集金ができる団体であること。
 - (2) 保険契約者が、集金契約を締結した団体の所属員であること。
3. 前項(2)の所属員とは、団体に所属または団体を構成する社員、職員、組合員、会員等をいい、団体の代表者を含みます。

第2条(保険料の払込み)

1. この特約が付帯された場合には、保険契約者は保険料払込期日までに団体に保険料を払い込むものとします。
2. 前項の規定により保険契約者が団体に保険料を払い込んだ場合には、当社への保険料の払込みがなされたものとみなします。

第3条(保険料払込み前の事故)

1. この特約が付帯された保険契約が新規契約で、保険契約者が保険料払込期日までに団体に保険料を払い込まなかった場合は、当社は保険料の払込み前の事故による損害に対して保険金を支払いません。
2. この特約が付帯された保険契約が更新契約で、保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
3. 当社は、保険契約者が前項に規定する日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による損害に対して、普通保険約款第21条(保険責任の始期および終期)第3項の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定および第51条(保険契約の更新)第5項の保険契約が更新されない旨の規定を適用しません。
4. 前項の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は未払込の保険料を保険料払込猶予期間内に当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができるものとします。

第4条(保険料不払の場合の保険契約)

当社は、保険料払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合には、普通保険約款第31条(保険料の払込)第2項の規定の通り取扱います。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。